

酒田市公益活動支援施策の概要について

1 「公益のまちづくり条例」について

(1) 条例の制定及び施行

議員発議により、平成 19 年 12 月定例会で可決、平成 20 年 4 月 1 日施行
(一部改正 平成 30 年 3 月定例会で可決、平成 30 年 4 月 1 日施行)

(2) 制定の背景

- ① 本市には、先人の公益活動によって地域社会に安定と発展がもたらされてきた歴史があること
- ② 東北公益文科大学が開学し、公益学の発信地として新たな歴史を刻んでいること

(3) 条例の趣旨

市民、団体、事業者、地域コミュニティ、そして行政がそれぞれの役割を担いながら、「協働」を基本に主体性をもってまちづくりに参画することを推進します。公益活動の自発性、自主性、自立性を尊重し、それぞれの主体が協働のまちづくりを推進し、将来にわたって市民が誇りの持てる酒田市をつくるために、定められました。

議員発議により制定されたことが特徴で、この条例が本市の公益活動推進の基礎となっています。

この条例を根拠に、公益活動推進のための基本的な施策を定めた、「公益活動推進のための基本方針」が定められています。

2 「公益活動推進アクションプラン」について

(1) 位置づけ

理念的な目標を掲げた条例、基本方針に対し、具体的な数値目標を掲げている実施計画に当たります。今回同封した資料 2 が、令和元年度中の達成状況の一覧となります。

1. 人材の育成、2. 環境づくり、3. 情報の収集・発信、4. 参画機会の充実

以上の 4 つの基本施策に沿って、様々な施策を全庁的に推進しています。

(2) 目標・期間

5年計画で目標を定めています。現行のプランは、令和4年度までの計画となっています。

最終的な目標として、総合計画でも掲げている「市政に参加する機会が増えてきたと感じる市民の割合」を平成29年度の17.3%から令和4年度までに75%まで高めることを目標とし、それを実現するために各課の個別施策においても数値目標を設定しています。

3 「酒田市ボランティア・公益活動推進委員会」の設置

(1) 目的

条例の趣旨を踏まえ、広く公益活動の推進に関する事項について、調査、審議及び助言を行うため平成20年6月1日に設置しました。

委員の互選により会長と副会長を決めて、年2回程度委員会を開催し、以下のことについて、市に対し助言・意見をいただいています。

(2) 所掌事務

推進委員会は、公益活動に関する知識及び経験が豊富な者などの委員10人で組織し、所掌事務は次のとおりです。

- ① 公益活動を推進するための調査
- ② 市が策定する公益活動推進のための基本方針への意見
- ③ その他公益活動に関し、市長の諮問を受けた事項

4 「酒田市ボランティア・公益活動センター」の設置

(令和2年4月1日より「ボラポートさかた」に愛称決定)

(1) 目的

条例の趣旨を踏まえ、市民の皆さんが公益活動を円滑に行うことができるよう支援する拠点として、公益活動支援センターが、市直営で平成20年6月1日に開設しました。社会福祉協議会が運営していたボランティアセンターと機能を統合し、平成30年4月1日よりボランティア・公益活動センターとなりました。

(2) 機能

酒田市ボランティア・公益活動センターには、公益活動を支援するためにスタッフ3名を配置し、公益活動に関する情報の収集・発信、相談など次の業務を行います。

具体的な業務は、次のページの通りです。

- ① 公益活動のコーディネート
- ② 市民と公益活動団体のネットワーク構築
- ③ 公益活動団体の登録
- ④ 登録団体の活動のPR
- ⑤ 団体間の情報交換の場の提供
- ⑥ 公益活動に関する研修会等の開催
- ⑦ ボランティア・公益活動推進委員会開催
- ⑧ 公益活動支援補助金の受付、審査会の運営
- ⑨ 飛島ボランティア補助金の受付

(3) 相談窓口

- ① 開設場所 交流ひろば1階（中町三丁目）
- ② 相談時間 月曜～金曜：午前8時30分～午後5時15分

(4) 登録団体等

① 登録対象

主に市内で自主的に活動を行う個人・団体（営利目的、宗教的又は政治的な活動、そのほか公益を害する恐れのある活動を行う団体は除きます。）

② 登録団体の利点

ア 交流ひろば利用の特典

市民活動・交流室（全6区画）を登録団体専用としているほか、研修室使用料を2分の1減免します。

イ 公益活動に関する各種情報のお知らせの配信

ウ 市のホームページによる公益活動の紹介

(5) 業務委託

酒田市ボランティア・公益活動センターの業務は、酒田市社会福祉協議会に委託しています。

5 公益活動支援補助金について

(1) 概要

市民による自発的な公益活動を支援するための酒田市独自の補助金。対象経費の3分の2を最大30万円補助します。

(2) 今までの給付実績

傘福、鵜渡川原人形の保存活動、障がい者の居場所づくり、環境保護活動、地域振興のための各種イベントなど、多様な分野の活動を補助してきました。

(3) 今後について

公益活動団体と行政等の協働をより推進するため、相互提案型協働事業へ令和3年度より移行予定。

令和2年度はモデル事業を2件程度実施し、そこで抽出した課題点等を制度設計に反映させます。

新型コロナウイルスの影響により具体的な予定事業はまだ調整中ですが、実施の状況は、第2回委員会へご報告する予定です。

6 公益活動支援基金の設置

- (1) 目的 市民の公益活動を支援する資金に充てること
- (2) 原資 企業からの寄附金や市費による積立金など
- (3) 用途 酒田市ボランティア・公益活動センターの運営、公益活動支援補助金など、本市の公益活動推進のための財源。